

議題 2

議案第 1 号

令和 8 年 1 月 9 日提出

博物館の登録について

このことについて、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。）第 11 条及び第 14 条の規定により、次のとおり博物館として登録する。

1 登録事項

設置者の名称及び住所	広島市 広島市中区国泰寺町一丁目 6 番 3 4 号
博物館の名称	広島市江波山気象館
博物館の所在地	広島市南区江波南一丁目 40 番 1 号
登録番号	第 4 号

2 登録する理由

法第 13 条及び博物館の登録に関する規則（令和 5 年広島市教育委員会規則第 8 号）第 3 条の規定に基づき審査したところ、博物館の登録要件を備えていると認められるため。

3 登録年月日

令和 8 年 1 月 9 日

議案第 2 号

令和 8 年 1 月 9 日提出

博物館の登録について

このことについて、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。）第 11 条及び第 14 条の規定により、次のとおり博物館として登録する。

1 登録事項

設置者の名称及び住所	公益財団法人ひろしま美術館 広島市中区基町 3 番 2 号
博物館の名称	ひろしま美術館
博物館の所在地	広島市中区基町 3 番 2 号
登録番号	第 5 号

2 登録する理由

法第 13 条及び博物館の登録に関する規則（令和 5 年広島市教育委員会規則第 8 号）第 3 条の規定に基づき審査したところ、博物館の登録要件を備えていると認められるため。

3 登録年月日

令和 8 年 1 月 9 日

議案第 3 号

令和 8 年 1 月 9 日提出

博物館の登録について

このことについて、博物館法（昭和 26 年法律第 285 号。以下「法」という。）第 11 条及び第 14 条の規定により、次のとおり博物館として登録する。

1 登録事項

設置者の名称及び住所	公益財団法人泉美術館 広島市西区商工センター二丁目 3 番 1 号
博物館の名称	泉美術館
博物館の所在地	広島市西区商工センター二丁目 3 番 1 号
登録番号	第 6 号

2 登録する理由

法第 13 条及び博物館の登録に関する規則（令和 5 年広島市教育委員会規則第 8 号）第 3 条の規定に基づき審査したところ、博物館の登録要件を備えていると認められるため。

3 登録年月日

令和 8 年 1 月 9 日

博物館の概要

参考 1 - 1

施設名称	広島市江波山気象館
所在地	広島市南区江波南一丁目40番1号
目的	気象に関する市民の興味と感心を高めるとともに、気象に対する理解を深めるための場を提供すること。
沿革	1990年（平成2年）広島地方気象台旧庁舎が国から広島市へ移管。保存活用の方針が決定 1992年（平成4年）日本初の気象専門博物館「広島市江波山気象館」として開館
施設規模	敷地面積：3,633㎡
	延床面積：1,444㎡
組織体制	館長 1名 学芸員 5名 その他の職員 1名
主な収蔵資料	理化学資料、地学資料、図書など
展示内容	気象測器及び気象に関する模型、文献、写真等の展示
入館料	大人 100円 高校生・65歳以上 50円 中学生以下 無料
開館時間	9：00～17：00
休館日	月曜日（祝日を除く）、祝日の翌平日、年末年始（12月29日～1月3日）、臨時休館あり

博物館の概要

参考 1 - 2

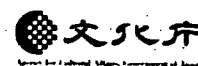
施設名称	ひろしま美術館
所在地	広島市中区基町3番2号
目的	美術館の公開展示並びに創作活動の助成等を行い、県民の美術に関する知識と教養の向上に資するとともに、地域文化の発展に寄与すること。
沿革	1978年（昭和53年）広島銀行創立100周年記念事業として開館
施設規模	敷地面積：5,337.67㎡
	延床面積：2,386㎡
組織体制	館長 1名 学芸員 4名 その他の職員 12名
主な収蔵資料	近代美術資料、図書
展示内容	19世紀半ばのロマン派からエコール・ド・パリまでの西洋美術作品などの常設展示のほか、年数回の特別展を開催
入館料	展覧会により異なる（特別展と常設展は共通券）
開館時間	9：00～17：00（入館は16：30まで）
休館日	月曜日、祝日の翌日、年末年始（12月29日～1月3日）展示替え期間

博物館の概要

参考 1 - 3

施設名称	泉美術館
所在地	広島市西区商工センター二丁目3番1号
目的	美術館は公共の財産であるとの基本理念のもとに、美術品の収集及び展示等に関する事業を行い、県民の教育、学術及び地域文化の発展に寄与すること。
沿革	1997年（平成9年）株式会社イズミ創業者・山西義政氏の個人コレクションをもとに開館
施設規模	敷地面積：12,373㎡
	延床面積：1,012㎡
組織体制	館長 1名 学芸員 4名 その他の職員 7名
主な収蔵資料	古美術資料、近代美術資料
展示内容	絵画、彫刻、東洋陶磁などの常設展示のほか、年数回の特別展を開催
入館料	大人 300円 学生 150円 中学生以下 無料
開館時間	11：00～17：00
休館日	月曜日（祝日の場合は開館）、祝日の翌平日、年末年始（12月30日～1月1日）、その他臨時休館あり

博物館法の一部を改正する法律の概要



趣 旨

近年、博物館に求められる役割が多様化・高度化していることを踏まえ、博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、**法律の目的や博物館の事業、博物館の登録の要件等を見直す**など、これからの博物館が、その求められる役割を果たしていくための規定を整備する。

概 要

I 法律の目的及び博物館の事業の見直し

- 博物館法の目的について、社会教育法に加えて**文化芸術基本法**の精神に基づくことを定める〔第1条〕。
- 博物館の事業に**博物館資料のデジタル・アーカイブ化**を追加するとともに、**他の博物館等と連携すること、及び地域の多様な主体との連携・協力による文化観光その他の活動を図り地域の活力の向上に取り組むことを努力義務とする**〔第3条〕。

II 博物館登録制度の見直し

博物館の設置主体の多様化を図りつつその適正な運営を確保するため、博物館の登録要件を見直すとともに、これに伴う登録審査の手続き等についての規定を整備する。

1. 登録要件の見直し

- 地方公共団体、一般社団法人・財団法人等に限定していた**博物館の設置者要件を改め、法人類型にかかわらず登録できることとする**とともに〔第2条〕、設置者が博物館運営に必要な経済的基礎を有すること、社会的信望を有すること等を要件として定める〔第13条第1項第1号〕。
- 登録の審査に当たっては**博物館資料の収集・保管・展示及び調査研究を行う体制等の基準に適合するかを審査することとし**〔第13条第1項第3～5号〕、基準の詳細は文部科学省令を参酌して都道府県等教育委員会が定めることとする〔第13条第2項〕。

2. 登録審査の手続き等の見直し

- 都道府県等教育委員会は、**登録を行う場合には学識経験を有する者の意見を聴かなければならないこととする**〔第13条第3項〕。
- 登録博物館の設置者は、**博物館の運営の状況について、定期的に都道府県等教育委員会に対して報告しなければならないこととし**〔第16条〕、都道府県等教育委員会は、博物館の適正な運営を確保するため必要がある場合等において、報告徴収、勧告等を行うことができることとする〔第17～19条〕。

III その他の規定の整備

- 学芸員補の資格要件を短期大学士を有する者で博物館に関する科目の単位を修得したものとする〔第6条〕。
- 国・都道府県等教育委員会による研修の対象に学芸員・学芸員補以外の者を含めることとする〔第7条〕。
- 博物館に相当する施設として指定された施設（指定施設）について、他の博物館等との連携を努力義務とする等の規定を整備する〔第31条〕。

IV 施行日・経過措置

施行期日：令和5年4月1日

経過措置：既に登録されている博物館は施行から5年間は登録博物館とみなす。等

令和4年度の博物館法改正のポイント

- すべての博物館が、その設置者にかかわらず、望ましい博物館像に向けて自らの運営を改善することを促すとともに、により、博物館の「底上げ」と「盛り立て」を図る登録・指定制度へ
- また、博物館と地方公共団体、学校、社会教育施設などの関係機関・民間団体が相互に連携を図るよう努めることを規定し、博物館が地域の活力の向上に寄与する役割を期待

【旧制度】

全国的に博物館の数の増加を図るに当たって、博物館の基本的、公共的な機能を確保するための制度

【登録博物館】

対象：地方公共団体
一般社団法人もしくは一般財団法人
宗教法人等政令で定める者

審査：外形的な基準に基づき審査
法律上の目的を達成するために必要な
① 博物館資料があること
② 学芸員その他の職員を有すること
③ 建物及び土地があること
④ 一年を通じて150日以上開館すること

学校法人、株式会社、
社会福祉法人等は
対象外

活動の質や公益性を
担保し、向上を促す
ことができない

【博物館相当施設】

審査：外形的な基準に基づき審査
対象：設置者による限定なし

その他の施設（博物館類似施設）

【新制度】

望ましい博物館像に向けた運営の改善促進等による「底上げ」と「盛り立て」を図る制度

【新たな登録博物館】

対象：設置者による要件を撤廃
(国・独法以外の設置者はすべて対象に)

審査：活動内容の質等について実質的に審査
・設置者の経済的基礎・社会的信望
・資料の収集・保管・展示・調査研究の体制※
・学芸員等の職員の配置※
・事業を行うにふさわしい施設や設備※
・一年を通じて150日以上開館すること
(※は、省令を参照し各都道府県が基準を設定)

【指定施設】

審査：登録博物館の審査基準を踏まえ規定
対象：設置者による限定なし

その他の施設

根拠規定（抜粋）

○博物館法（昭和二十六年法律第二百八十五号）

第二章 登録

（登録）

第十一条 博物館を設置しようとする者は、当該博物館について、当該博物館の所在する都道府県教育委員会（当該博物館（都道府県が設置するものを除く。）が指定都市（地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市をいう。以下同じ。）の区域内に所在する場合にあつては、当該指定都市の教育委員会。第三十一条第一項第二号を除き、以下同じ。）の登録を受けるものとする。

（登録の申請）

第十二条 前条の登録（以下「登録」という。）を受けようとする者は、都道府県教育委員会の定めるところにより、次に掲げる事項を記載した登録申請書を都道府県教育委員会に提出しなければならない。

- 一 登録を受けようとする博物館の設置者の名称及び住所
 - 二 登録を受けようとする博物館の名称及び所在地
 - 三 その他都道府県教育委員会の定める事項
- 2 前項の登録申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。
- 一 館則（博物館の規則のうち、目的、開館日、運営組織その他の博物館の運営上必要な事項を定めたものをいう。）の写し
 - 二 次条第一項各号に掲げる基準に適合していることを証する書類
 - 三 その他都道府県教育委員会の定める書類

（登録の審査）

第十三条 都道府県教育委員会は、登録の申請に係る博物館が次の各号のいずれにも該当すると認めるときは、当該博物館の登録をしなければならない。

- 一 当該申請に係る博物館の設置者が次のイ又はロに掲げる法人のいずれかに該当すること。
 - イ 地方公共団体又は地方独立行政法人
 - ロ 次に掲げる要件のいずれにも該当する法人（イに掲げる法人並びに国及び独立行政法人（独立行政法人通則法（平成十一年法律第百三十三号）第二条第一項に規定する独立行政法人をいう。第三十一条第一項及び第六項において同じ。）を除く。）
 - (1) 博物館を運営するために必要な経済的基礎を有すること。
 - (2) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が博物館を運営するために必要な知識又は経験を有すること。
 - (3) 当該申請に係る博物館の運営を担当する役員が社会的信望を有すること。
- 二 当該申請に係る博物館の設置者が、第十九条第一項の規定により登録を取り消され、その取消の日から二年を経過しない者でないこと。
- 三 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県教育委員会の定める基準に適合するものであること。
- 四 学芸員その他の職員が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県教育委員会の定める基準に適合するものであること。
- 五 施設及び設備が、第三条第一項各号に掲げる事業を行うために必要なものとして都道府県教育委員会の定める基準に適合するものであること。
- 六 一年を通じて百五十日以上開館すること。

- 2 都道府県の教育委員会が前項第三号から第五号までの基準を定めるに当たっては、文部科学省令で定める基準を参酌するものとする。
- 3 都道府県の教育委員会は、登録を行うときは、あらかじめ、博物館に関し学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。

(登録の実施)

第十四条 登録は、都道府県の教育委員会が、次に掲げる事項を博物館登録原簿に記載してするものとする。

- 一 第十二条第一項第一号及び第二号に掲げる事項
 - 二 登録の年月日
- 2 都道府県の教育委員会は、登録をしたときは、遅滞なく、その旨を当該登録の申請をした者に通知するとともに、前項各号に掲げる事項をインターネットの利用その他の方法により公表しなければならない。

○博物館の登録に関する規則（令和5年広島市教育委員会規則第8号）

(登録の審査等)

第三条 広島市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、法第13条の規定による登録の審査に当たっては、同条第1項第1号、第2号及び第6号に掲げる基準並びに次の各号に掲げる基準に適合するかどうかの審査をするものとする。

- (1) 博物館法施行規則（昭和30年文部省令第24号）第19条各号
 - (2) 博物館法施行規則第20条各号
 - (3) 博物館法施行規則第21条各号
- 2 教育委員会は、前項の審査に当たり必要があると認めるときは、その職員に実地調査をさせることができる。

○博物館法施行規則（昭和三十年文部省令第二十四号）

(博物館の体制に関する基準を定めるに当たり参酌すべき基準)

第十九条 法第十三条第二項の文部科学省令で定める基準であつて、同条第一項第三号に規定する博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を行う体制に係るものは、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 博物館資料の収集、保管及び展示（インターネットの利用その他の方法により博物館資料に係る電磁的記録を公開することを含む。第四号、第二十一条第一号及び第二十四条第一項第二号において同じ。）並びに博物館資料に関する調査研究の実施に関する基本的運営方針を策定し当該方針を公表するとともに、当該方針に基づき、相当の公益性をもつて博物館を運営する体制を整備していること。
- 二 前号の基本的運営方針に基づく博物館資料の収集及び管理の方針を定め、当該方針に基づき、博物館資料を体系的に収集する体制を整備していること。
- 三 前号に規定する博物館資料の収集及び管理の方針に基づき、所蔵する博物館資料の目録を作成し、当該博物館資料を適切に管理し、及び活用する体制を整備していること。
- 四 一般公衆に対して、所蔵する博物館資料の展示を行い、又は特定の主題に基づき、所蔵する博物館資料若しくは借用した博物館資料による展示を行う体制を整備していること。
- 五 単独で又は他の博物館若しくは法第三条第一項第十二号に掲げる学術若しくは文化に関する諸施設と共同で、博物館資料に関する調査研究を行い、その成果を活用する体制を整備していること。
- 六 博物館資料を用いた学習機会の提供、利用者に対する博物館資料の説明その他の教育活動を行う体制を整備していること。
- 七 法第七条に規定する研修その他の研修に職員が参加する機会が確保されていること。

(博物館の職員に関する基準を定めるに当たり参酌すべき基準)

第二十条 法第十三条第二項の文部科学省令で定める基準であつて、同条第一項第四号に規定する学芸員その他の職員の配置に係るものは、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 前条第一号の基本的運営方針に基づいて博物館の管理運営を行うことができる館長が置かれていること。
- 二 学芸員が置かれていること。
- 三 同条第一号の基本的運営方針に基づく博物館の運営に必要な職員が置かれていること。

(博物館の施設及び設備に関する基準を定めるに当たり参酌すべき基準)

第二十一条 法第十三条第二項の文部科学省令で定める基準であつて、同条第一項第五号に規定する施設及び設備に係るものは、次の各号に掲げる事項とする。

- 一 博物館資料の収集、保管及び展示並びに博物館資料に関する調査研究を安定的かつ継続的に行うことができる施設及び設備が整備されていること。
- 二 防災・防犯のために必要な施設及び設備を有していること。
- 三 博物館の規模及び展示内容に応じ、利用者の安全及び利便性の確保のために必要な配慮がなされていること。
- 四 高齢者、障害者、妊娠中の者、日本語を理解できない者その他博物館の利用に困難を有する者が博物館を円滑に利用するための配慮がなされていること。